

令和6年11月11日  
警察庁丁組一発第595号

犯罪収益移転防止法共管省庁関係課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策第一課長

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容の周知について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行されることに伴い公布を予定している標記の命令については、各種医療保険制度の所管省庁における制度設計の状況を踏まえ、現在その案文や意見公募結果の公示案を作成を進めております。

同命令に関しては、複数の特定事業者から当庁に対し、顧客や従業員への周知のため、施行に先立ち早期にその内容を公表するよう御要望が寄せられております。当庁としましても、改正内容の早期公表の必要性は深く理解しております一方、今般の命令により取扱いが変更される書類に関する他省庁の関係省令の整備等が完了していないため、現段階での命令の公布や意見公募結果の公示は困難な状況です。

そこで、今般、別紙「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容についてにより、標記の命令による本人確認書類の取扱いの変更等について、現時点の検討内容をお示ししますので、同命令の施行後、適切な取扱いが行われるよう、必要に応じて所管する特定事業者に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、情報の取扱いには十分御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容について

※ 以下の内容について、今後変更があり得ることについて御了承ください。

#### 1 犯収法施行規則第7条の改正について

標記の命令による改正後の犯収法施行規則第7条第1号イ及びハに規定される本人確認書類（みなし規定で読み込むものを含む。）は以下のとおりとなります。今般の改正により新たに本人確認書類となる書類及び規定する号の細分が変更される書類には下線を付しています。

なお、犯収法施行規則第6条の改正はありません。

##### ○ 犯収法施行規則第7条第1号イ

- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書
- ・ 顔写真のある在留カード
- ・ 顔写真のある特別永住者証明書
- ・ 顔写真のある個人番号カード
- ・ 旅券等
- ・ 船舶観光上陸許可書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 顔写真のある精神障害者保健福祉手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 戦傷病者手帳

##### ○ 犯収法施行規則第7条第1号ハ

- ・ 顔写真のない在留カード
- ・ 顔写真のない特別永住者証明書
- ・ 顔写真のない個人番号カード
- ・ 顔写真のない精神障害者保健福祉手帳
- ・ 国民健康保険の資格確認書
- ・ 健康保険の資格確認書
- ・ 船員保険の資格確認書
- ・ 後期高齢者医療の資格確認書
- ・ 国家公務員共済組合の資格確認書
- ・ 地方公務員共済組合の資格確認書
- ・ 私立学校教職員共済制度の資格確認書
- ・ 介護保険の被保険者証
- ・ 健康保険日雇特例被保険者手帳

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 母子健康手帳
- ・ 特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・ 顔写真のない外国人登録証明書（みなし規定）

## 2 顔写真のない在留カード等について

- 改正命令の施行前の取引において、犯収法施行規則第7条第1号イに規定する本人確認書類として、顔写真のない在留カードや特別永住者証明書を用いて本人特定事項の確認を行った場合であっても、施行後に遡って追加の本人確認書類の提示等を求めるものではありません。
- 顔写真の有無については、飽くまで実際に提示等された当該本人確認書類の顔写真の有無により判断されます。例えば、一定年齢に満たない者（改正マイナ法の施行後は顔写真のない個人番号カードが発行されることとなる）が既に写真のある個人番号カードを取得している場合、当該個人番号カードは顔写真のある本人確認書類として取り扱うこととなります。
- 後述の健康保険証等と異なり、顔写真のない在留カード等について、一定期間顔写真のあるものとして用いることができる旨等の経過措置は設けていません。これは、健康保険証等は今般の改正で犯収法施行規則の規定から削除されても、本改正の施行日以降、従前のおり本人確認書類として用いることができるよう措置することとしている一方、顔写真のない在留カード等については、本改正の施行日以降は、従前の、顔写真のある在留カード等と同様の取扱いをしないこととしていることによります。

## 3 健康保険証等について

- 改正命令の施行の際現に交付されている健康保険証等については、犯収法施行規則第7条第1号ハに掲げる書類とみなして引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けることとしていますが、その期間は以下のとおりです。
  - 令和7年12月1日までに有効期間が到来するもの
    - 当該有効期間が到来するまで有効なものとして使用可能
  - 発行当時、有効期間が令和7年12月2日以降とされていたもの
    - 令和7年12月1日まで有効なものとして使用可能
- ※ 経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や転職・転居等で保険者の異動が生じた場合は、その時点で失効。
- 健康保険証等の改正命令の施行後の補完書類としての取扱いについて、健康保険証等は、経過措置期間中は、補完書類ではなく本人確認書類そのものとして用いられることとなり、また、経過措置が終了した後は、健康保険証等が書類として無効となっていることから、補完書類としても用いることはできません。

## 4 資格確認書について

健康保険証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号

カードによる電子資格確認が原則となりますが、電子資格確認を受けることができない状況にある者について、資格確認書（※）が発行されることとなります。

（※）意見公募手続の開始時点においては、各種医療保険制度の所管省庁において、同書面の名称その他の制度の詳細について検討中であったことから、改正法による改正後の関係法律の規定を踏まえ「医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面」としていました。

資格確認書については、上記のとおり犯収法施行規則第7条第1号ハに規定されることから、従来の健康保険証等と同様の取扱いとなります。

資格確認書の仕様等について、以下の記載よりも詳細な内容をお求めの場合は、各書類の所管省庁にお問い合わせください。

#### ○ 形式

資格確認書には、書面によるものと電磁的記録によるものがあり、犯収法に基づく本人特定事項の確認に用いることができるのは前者のみです。

書面の資格確認書については、カード型、はがき型、A4型の3種類から各保険者が選択することとなり、素材は紙又はプラスチックとなります。カード型又ははがき型を基本とし、A4型はマイナンバーカードの紛失時等、短期の有効期限で発行する場合の活用が想定されています。氏名、住居及び生年月日の記載があれば、いずれの型でも本人確認書類として用いることができます。

#### ○ 記載事項

氏名、住居及び生年月日の記載が必要となる場所、住所欄に現住居の記載があることを御確認ください。

#### ○ 告知要求制限に係る黒塗り（マスキング）等について

告知要求制限の対象となる記載は、各資格確認書の記載内容に差異があるものの、おおむね被保険者番号、記号及び枝番並びに保険者番号（これに相当するものを含む。）となります。

確認記録の作成に当たり、提示等を受けた資格確認書を特定するに足りる事項（犯収法施行規則第20条第1項第17号）としては、保険者の名称、交付年月日及び発行者が考えられます。

### 5 令和6年能登半島地震に起因して生じた事態に対応するための特例の廃止について

今般の改正において、犯収法施行規則附則第6条に規定する令和6年能登半島地震に係る特例を廃止することとなります。

この点、同条第2項において、「同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなった後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。」とありますが、当該確認にあつては、12月2日の廃止以降の確認となっても直ちに犯収法第4条違反になるわけではありません。